

2016年8月改訂



全日ラビー少額短期保険株式会社

# 「全日ラビー住まいの保険」 賃貸住宅入居者総合保険

## 充実の補償と安心サービスで



## 万一の時にしっかりサポート!

### ■保険契約のお申し込みの際にご注意いただきたいこと

- 賃貸住宅入居者総合保険の保険期間は2年です。
- 賃貸物件が住居用であること(店舗・事務所は取扱いできません)
- この商品は地震・噴火・津波・水災・放射能汚染等による損害を一切担保いたしておりません。
- 当社の保険は保険契約者保護機構の対象ではありません。
- このパンフレットは賃貸住宅入居者総合保険の概要を説明したものです。  
この商品のご契約に際しては、補償内容・条件等を十分にご確認ください。  
詳しい内容については、ご契約時にお渡しする「ご契約のしおり(重要事項説明書・約款)」を必ずお読みいただき、ご不明な点がある場合は取扱代理店までお問い合わせください。

### ■保険契約の申込み手続きについて

- 当社の保険のお申し込みとご相談は代理店がお取扱いいたします。取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行等の代理業務を行っております。よって取扱代理店との間で有効に成立した保険契約は当社との間で直接契約されたものとなります。
- 当社の商品は、保険業法に定める保険契約引受上の制約(保険金額の制限等)を受けるため、ご契約のお申込みをいただいてもお引き受けできない場合があります。
- ご契約の際に当社取扱代理店がご契約のしおり(重要事項説明書・約款)をお渡しし、書面に基づき、補償内容、重要事項等をご説明いたします。お申込みの内容をよくご確認ください、所定の保険申込書に署名または記名捺印をお願いいたします。詳しくは下記の取扱代理店にお問い合わせください。

### ■クーリング・オフ(契約申込の撤回)について

ご契約の申込み後であってもお申し込みの撤回等(クーリング・オフ)を行うことができます。クーリング・オフのお申し出は申込日または、保険契約の申込みの撤回等に関する事項が記載された、重要事項説明書の受領日のいずれか遅い日から8日以内であれば、書面により保険契約の撤回等を受け付けます。詳しくはご契約の際にお渡しするご契約のしおりの重要事項説明書に記載されています。

●万一事故が起きた時にはこちらにお電話ください!

事故受付センター  
フリーダイヤル

**0120-315-755**  
事故受付は24時間・年中無休です。

●ご相談窓口

お引越(退去)  
ご契約内容に関する  
お問い合わせ

●転居・ご解約等のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談につきましては、下記窓口にご連絡ください。  
●解約などに必要な申請書類はインターネットでも下記当社ホームページのお客様ページから取り出せます。  
●解約される場合には、保険料を返還する場合がありますのでお早めにご連絡ください。

**全日ラビー少額短期保険株式会社**  
**☎ 03-3261-2201**  
受付時間: 10:00~17:00 受付日: 月曜日から金曜日(土日祝日および年末年始休業期間を除く)

●インターネットで保険契約内容が確認できます

ご契約内容の  
ご確認

●保険契約締結の2日後から、当社ホームページの「**保険契約内容のご確認**」でご契約内容を確認できます。

**<http://www.z-rabby.co.jp/>**

\*ログインID: 保険契約申込書記載の「契約番号」  
\*パスワード: ●申込書に記載されたご契約者の生年月日(西暦)  
●法人契約の場合はご登録の電話番号(ハイフンなし)  
●契約後にお客様が変更されたパスワード



QRコードからも  
ジャンプできます。

◆お問い合わせ先(取扱代理店)

◆引受保険会社

**全日ラビー少額短期保険株式会社**

関東財務局長(少額短期保険)第67号  
〒102-0093東京都千代田区平河町1-8-13 全日東京会館  
TEL 03-3261-2201  
URL : <http://www.z-rabby.co.jp>

弊社は一般社団法人東京都不動産協会の100%出資により設立された、賃貸住宅入居者用の保険を取扱う少額短期保険会社です。

万一事故が起きた時にはこちらにお電話ください!

**0120-315-755**

事故受付は24時間・年中無休です。



# 充実の補償と安心サービスで万一の時にしっかりサポート!

「全日ラビー住まいの保険」(賃貸住宅入居者総合保険)は賃貸住宅にお住まいの方の大切な家財や賠償責任などを補償します。

万一事故が起きた時にはこちらにお電話ください!

**0120-315-755**

事故受付は24時間・年中無休です。

## ◆保険金のお支払い対象となる事故の例

### 家財・費用補償

#### ◆損害保険金

##### 火災

失火や隣の部屋の火災の延焼で家財が焼失した



##### 破裂・爆発

ガス器具が爆発して台所用品が壊れた



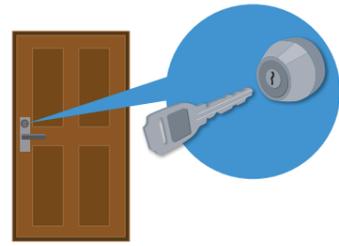
#### ◆臨時宿泊費用保険金

借戸室が損害を受け、使用できなくなり、ホテル等に泊まった場合の宿泊費用



#### ◆ドアロック交換費用保険金

盗難やいたずら等による破損により、ドアロックを交換した費用



#### ◆残存物片付け費用保険金

借戸室が損害を受けた時の残存物の後片付けの費用



#### ◆借用住宅修理費用保険金

被保険者が借戸室内で死亡し、借戸室が汚損等の損害を受けた場合の清掃、修理費用 など



#### ◆失火見舞費用保険金

火災や爆発で他人の所有物に損害を与えた場合のお見舞いの費用



#### ◆特定設備(水道管等)修理費用保険金

備えつけの洗面台に誤って物を落とし、破損させてしまった場合の修理費用



##### 落雷

落雷でテレビが破損した



##### 風災・ひょう災・衝突

強風による飛来物で窓ガラスが割れて家具が破損した



##### 騒じょう

騒乱や暴徒によって室内が破壊された



##### 盗難

強盗や空き巣に入られて家財や現金が盗難にあった



### 賠償責任補償

#### ◆借家人賠償責任保険金

##### 漏水事故

洗濯機のホースが外れて水漏れが生じ、床に損害を与えた



##### 建物の破損

調理中に火を出して、火災により借用住宅に損害を与えた



#### ◆個人賠償責任保険金

##### 落下事故

ベランダから誤って物を落として、他人にケガや損害を負わせた



##### 自転車事故

自転車を運転中誤って他人にケガをさせてしまった



## ◆保険金のお支払いについて (主な場合を記載しています。詳細は約款、重要事項説明書をご覧ください)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合	
家財・費用補償	<b>損害保険金</b>	保険の対象が次のいずれかの事故により損害を受けた場合 ①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④風災、ひょう災・雪災 ⑤外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊 ⑥漏水、放水または溢水による水濡れ ⑦騒じょう等による暴力行為、破壊行為 ⑧盗難による盗取、き損または汚損 ⑨現金、預貯金証書の盗難 ⑩不測かつ突発的な事故による破損・汚損等	保険証券もしくはホームページ上に掲載される損害保険金額  ⑧盗難事故については1事故につき50万円を限度(ただし、現金は20万円、預貯金証書は50万円を限度)	<b>&lt;家財・費用補償&gt;</b> <b>家財・費用補償の全ての保険金共通</b> ①契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受取るべき場合においては、その者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ③契約者または被保険者が運転する自動車またはその積載物の衝突または接触 ④保険の対象が屋外にある間に生じた事故 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、または暴動 ⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑦核燃料物質(使用済み燃料を含む)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
	<b>臨時宿泊費用保険金</b>	保険の対象が損害保険金の「保険金をお支払いする主な場合」①～⑦の損害を受けたために臨時に宿泊費用を支払ったとき	実費(1室1泊2万円までかつ14泊まで1事故につき20万円を限度)	<b>借用住宅修理費用保険金</b> (1)建物の主要構造部、借用住宅居住者の共同に利用されるもの (2)国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 (3)保険の対象の欠陥によって生じた損害 (4)保険の対象の自然の損耗もしくは劣化等による損害  <b>&lt;賠償責任補償&gt;</b> <b>借家人賠償責任保険金</b> (1)契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 (2)被保険者の心神喪失または指図 (3)借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事 (4)上記家財・費用補償の「保険金をお支払いできない主な場合」⑤～⑦の掲げる事由によって生じた損害 (5)国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 (6)借用戸室の自然の損耗もしくは劣化等による損害 (7)借用戸室の欠陥によって生じた損壊 (8)被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任  <b>個人賠償責任保険金</b> (1)契約者または被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意 (2)上記家財・費用補償の「保険金をお支払いできない主な場合」⑤～⑦の掲げる事由によって生じた損害 (3)被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 (4)被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 (5)被保険者相互間の損害賠償責任 (6)被保険者の心神喪失、指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
	<b>残存物片付け費用保険金</b>	損害保険金の「保険金をお支払いする主な場合」①～⑦の事故により損害保険金が支払われる場合、保険の対象の残存物の片付けに必要な費用を支出したとき	実費(1事故につき損害保険金の10%を限度)	
	<b>失火見舞費用保険金</b>	損害保険金の「保険金をお支払いする主な場合」の①または③の事故により損害保険金が支払われる場合、借戸室から発生した火災、破裂または爆発により、第三者の所有物に滅失、破損または汚損があったとき	1事故につき20万円を限度	
	<b>ドアロック交換費用保険金</b>	借用戸室の玄関のドアロックがピッキング等による開錠、いたずら等による破損によりドアロック交換費用を支出したとき	実費(1事故につき3万円を限度)	
<b>借用住宅修理費用保険金</b>	損害保険金が支払われる場合において、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用で借用戸室を修理したとき  借用住宅内の被保険者死亡により借用戸室が汚損等の損害を受け、修復、清掃、消臭、遺品整理の費用を負担したとき	実費(1事故につき100万円を限度)  実費(1事故につき50万円を限度)		
賠償責任補償	<b>特定設備(水道管等)修理費用保険金</b>	借用戸室内の専用水道管が凍結によって破損、または備えつけの洗面台に物を落として破損させて被保険者が自己の費用でこれを修理したとき	実費(1事故につき10万円を限度、免責1万円、ただし、洗面台は5万円を限度、免責1万円)	
	<b>借家人賠償責任保険金</b>	火災、破裂または爆発、漏水、放水または溢水等により借用戸室が損壊した場合において、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合	損害賠償金、訴訟費用、弁護士費用等約款に定める額(1事故につき借家人賠償責任保険金と個人賠償責任保険金を合計して1,000万円を限度)	
	<b>個人賠償責任保険金</b>	偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担する場合		